

非常変災時における応急対策

記

- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断します。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時までに、「大雨・土砂災害」のどちらか一つでも「レベル3警報」以上が出た場合及び「暴風・暴風雪・大雪」のどれか一つでも警報が出た場合は、「自宅待機」とします。（自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はありません。）
※ 台風接近・低気圧の影響等いずれにおいても、四国中央市に「レベル3警報」・「警報」が発令されたときを基準とします。
- 3 午前10時30分までに「レベル3警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとって、午後1時までに登校します。下校時刻については、学校で予め家庭や放課後児童クラブに周知します。
- 4 午前10時30分の時点で「レベル3警報」（暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」）が継続している場合は、「臨時休業」とします。
- 5 児童が登校した後、台風接近や大雪による「レベル3警報」や「警報」が出た時、またはその「レベル3警報」や「警報」が予想される場合には、早急に集団で帰宅させます。必要に応じて教職員が引率したり、保護者に協力を要請したりします。
- 6 市としての「非常変災時における応急対策」を定めていますが、これのみにとらわれず、各校において、児童又は地域の実情に応じた適切な措置をとります。
5、6のいずれも中学校区内等の小中学校で情報交換を密に図ります。
- 7 「暴風・大雨・土砂災害・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校します。ただし、保護者が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡してください。この場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。
- 8 登校前までに、弾道ミサイル発射についてJアラートの緊急情報伝達（第1報）があった場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とします。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から登校時間を連絡します。
- 9 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、学校からの連絡があるまで「自宅待機」とします。安全が確保され、登校が可能となったときには、学校から登校について連絡します。